

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638

地主連合会、防衛施設設立公会合意
記録

アメリカ局長
参事官
北米事務課長
安全保障課長
法規課長
条約課

沖縄市町村軍用地主連合会代表
本土被接附土地視察 12月2日

45.3.30
吉川(吉川)

3月30日既往施設予(藤井總務課長補附)

①、本件についての答申、見解至急回報

より12月2日旨要請越、12月2日、民間固体、
本土來訪と云う立場にて、施設予

の責任は大いに又現行の回答等に之
しかるべきと考えずか、差支え又有せんか。

又か、本件を繰り返す。即参考まで。
(吉川私用)

記

1. 吉川より、先般先ず特連局と協議あり
12月2日旨述べておいた至急加急の件
ノ、(別添参考)

GA-6

外務省

640

特連局の見解如何、第12月2日、正式に
協議、12月2日、2月2日又2月2日。

専仁、施設予見解如何(12月2日)、
施設予長官は、小、地主連合会は保守的

①(李2月2日)、(2)今後施設予と12月2日語
12月2日2月2日、出来た所の面倒正しく

やつて5月2日又述べ2月2日語2月2日。(専仁
の右下施設予の正式見解)12月2日

8月2日(第1回)、長官は2月2日語
述べ2月2日答申の止まつた。

2. 上記の如く、施設予本件の態度
及く答申の見解を求める旨の理由の如く、

まこと2月2日、専仁現時更に刀、刀の視察、
調査の目的と了因する未訪問、土地の

GA-6

外務省

是之外、補償問題等の交渉もまたありましたが、
本件は、民間用件、東日本

を阻止する程、理由として、施設未
支度の為、理由と回答してあります。

力と思いました。

獄
無期限

アメリカ局長
参事官
北米事務課長

条約課長
法規課長

沖縄軍用地問題 14-112

(沖縄地主連合会と防衛施設設置の合意)

45.4.15.
米北一

4月15日 防衛施設設置講堂 14-112、支34

月6日上京した沖縄市町村軍用地地主連

合意内容 60名代、防衛施設設置 老賀江安
以下 地主連合会長と会合 1名代、名等。

該合意書は下記のとおり参考事項。

1. 防衛施設設置は、当初条件会合を

exclusive 1年以内に終了する旨、合意された。
昨14日特急局から係員連中出た。附文を詳

絶交並びに、本15日前當方の修飾並
申し立て結果之承認し、以後特面局

（修飾）
1. 本申請、旨意通報状況如何。並第1
回会合以降 特面局が各層補充、該特面

改單向官職者等、専別回復報告書類和田等
調査、及く半期一有地本之送達状況。

記

1. 質疑並びに答へ、本向題の問題と曰
く、財政と以て政策の把握と其決済過程

今後税金の協力と本質の如何。又の意味で
各種の改單是々十分御用意し、施設併側

不支卓並の金額の算定方法、改單問題
は換算率23.9%、本土の実情を考慮して

不支卓改單の修正。

GA-6

外務省

2. 次ハハビ嘉他主導会長より、今後の調査
の趣旨を説明、施設等始終日時並に實地

有、特專と協力の詳意を表明せん。

3. 改單施設等（年利連結調整）より、本土
（1.43基の復舊工程、工数、面積、
種類（主に沖縄、その他大差なし））施設

区域、種類、（地盤の分布状況）並びに

高さ等の風化地盤個別に基づく施設区域、
提供及び選定の手続につき説明せん。

4. 取扱会長より、一行の調査項目と曰

（1）日本政府が他主導の契約の際の他国と
何の相違點があるか。

（2）（資料）等主な施設の立地

GA-6

外務省

(3) 強制耕作地價 12% 和 12.1% 之間

(4) 補償金額。產生有法上 12% 和 12%

(5) 稅金補償 (單狀回復補償) 12.1%

辦理同上。一九四〇年施設行權委員會
上文此。以下之列(圖)第 16。

(1) 地主本法所定的土地登記簿。元底
地圖 12.1%。

(2) (舊制) 單產 12%、道正地籍 (國稅局
相送統計簿所基準 12%) 及道正

利潤 (國有財產會計基準一年 4%) 及
率 12.1%。

13.1% 著地價格 12% 向收差地額的
20% (半耕半牧區)、小耕 (各耕 12% 向

收益見地額在單產、單定 12.1%。

(3) 強制耕作地價 12%，現在本土以
額 12.1% 加 12%。

(4) 軍用地價 12% (待付) 補償 12.1%。
(3) 之 12% 林野特產物 (木及林野雜產

物—薪柴、山菜、葉草等) の補償が 12%。
二十九、立入制限を參照。減收分之算

定、又 80% の補償 12.1%。減收分
產生の者 12% 生產者貢毛額 12% 之用。

80% 補償 12% 之該採取費用を控除 12%
意味ある。

(5) 稅金補償 12.1%。先づ本土と沖縄
の現事務相違を指摘 12%。29%。

本土 12% 当初不 12% 政府 (最初本特

6
“時代和政の政府が連手(左)
和領主と契約し、占領軍及び講和緩

・馬鹿野の土地を提供12113。延べ
契約上、特約が内題2つあり、特約

・如何の場合は政治上進行12113。
通常は聚現状の本、延べ、原狀

・回復の必要性費用を補償123。原狀回
復の著しく困難の場合、障害と現状

・比較し、現状の12種類を算定の上を示
12113。

・借地以上の運物、工作物。(皇帝領有
者)の2項5。即延べ12113。代金支拂

・希望するものと併合123が、原約の内容
12113。 (後述の要旨と並んで)

GA-6

外務省

7
・領主の障害回復の請求が認め
されない場合も2つ。左側は障害回復、

右側は補償措置の他事例、不當利得の
123場合123。(12)24. 乞審観121

・123が、同邊の發展の完結との場合、
完結した遅延3つ123。需供入の往來

・被徴用銀料(123の比率)

5. 以上2つ(中規則及び障害施設)の
双方の適用を終了後、以後管轄立

・管轄入る前、比義会長より引取1
「軍用地内盤の廻り123種損害」を席上

・配布、乍根機器123年中曾根守衛
片安官に提出12113. 124.22月12

・123十分内接続障害のと述べた。

GA-6

外務省

8

文化 体育结合委员会秘书长中被呈送的
件。中统局和八一师布令布告件之二

关于民族问题的高等弁諭官以行程
及五·三事件。油作派全以至一米国。

名之制宜地。中统(之日)民家体法
会而以事大之行之。其本此而以是

本行之便宜地之行之。

6. 最後以人之民主之施政条例之宣
传解答以入人之。体育例之管内体

限以以下之制。并注(之)如(之)之
1. 1933年施政条例(国民革命军)

行之。

(1) 北部薄带(指人之中国革命)不退
行之。不强调之运动。山地事对革

9

中統和憲法七八四二年。

(2) 山林の掌松(國後)之行之。行之
大木件之行之。

(3) 繁忙中國家運動局以之。1940年加權
以行之。多以之特選之運動了之

殖民地之施政文書如(之)之(之)。其本
政府以之行之。

(4) 军用地以之。田地主向之。境界不辨確
定之行之。境界設定行之之三三。

本行之軍用地淮加置地之三三。

7. 當起立者。最後以 董会长。孙經向大了
蘇江吉法院議會加。「之本之半年。紅旗

之。今以之擴大之。政府在十分 美妙之行之
之。中統。特種專員之十分經許之。」第2

10

9 土地問題 (第19 土地問題 1954年
七中全會所指的斗争是土改) 起

10月5日 在土地問題上持的立場與1954年
相同。

P.S. 倘承人一人 南方同地委會和四
經濟辦公室入會並申請復員補

(會議研究委員會作成「軍用地產之
補償的問題」別附於本件之後)

參照件。似 南復此 4月22日
2:00 p.m. 同復在南公廳室

朱毛的題意，研究會之商議了3個定
案：立帶有以下的立場的案（當年以

希望不計 備稿向南委會之批覆
之件。)

GA-6

外務省

11

(出席代表者)

黃善隆 年鑑士 (元統政治局長)

金城 "

砂川 綱太郎

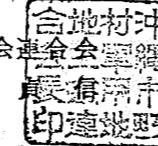
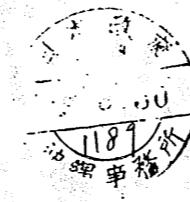
林修三

大洪会长

該省政事局

GA-6

外務省

<p style="text-align: center;">軍地連第 25 号 1970年3月28日</p> <p style="text-align: center;">日本政府沖縄事務所 所長 岸 昌 殿</p> <p style="text-align: center;">沖縄市町村軍用地地主会連合会 会長 比嘉 長治 清市 </p> <p style="text-align: center;">施設及び区域に関する借料等の 調査について</p> <p>本会では、目下1972年の本土復帰に備え軍用地問題 の対策について検討していますが、当該対策の参考に資す るため、標記の件について、このたび地主（約60名）に よる本土の実状調査を別紙日程のとおり計画しております。 ついては、貴職より防衛施設庁を初め関係当局へよろし くご手配をお取り計り下さいようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"> 沖縄市町村軍用土地委員会連合会</p>	<p style="text-align: center;">防衛施設局での調査事項</p> <p>1. 貸賃借約書又は売買契約書に記載する土地の地目について 契約書に記載する地目は、台帳上の地目を抑えるのか。契約 の際に現地を踏勘して実測地目を抑えるのか。毎年度の借料 算定にあたって準宅地、農地見込地又は山林見込地として借 料を算定する場合には契約書の地目もこれに照して変更する のかどうか。</p> <p>2. 土地の借料の算定について</p> <p>(1) 宅地又は準宅地の「適正価格」はどのような方法で評価して いるか。 「適正な利廻り」はどうか。</p> <p>(2) 具体的にどのような地盤を準宅地、農地見込地又は山林見込 地等として借料を算定しているか、現場視察をしたい。</p> <p>(3) 農地借料の具体的な算定方法についておききしたい。施設周 辺の類似農地の生産収入を基準にして算定するか、その場合 施設周辺の類似農地とはどの範囲内のものか、生産収入はど のような幾作物の収入を採用しているのか、主要な農作物が いくつかあるとき、収益の高いものを採用するのかどうか。</p> <p>(4) 牧野、原野の借料は、具体的にどのような方法で算定してい るか。</p>
--	---

沖縄軍用地主連合会本土基地調査日程

日付	時間	日 程	宿泊先
4月6日 (月)	11:00 12:10	那覇空港ターミナル集合(出城手続) 日本航空にて那覇発福岡へ	橋岡旅行センター TEL(65-8967)
	13:50	福岡着(入城手続) 食事)バスにて宿舎へ	福岡市馬出浜松原950
4月7日 (火)	09:00	食事)バスにて基地開港並びに懇談 住宅施設(春日原住宅地区) 飛行場施設(板付飛行場) 通信施設(雁ノ巣空軍施設) 橋岡防衛施設局との懇談 関係地主組合との懇談	同上
4月8日 (水)	10:15 11:05 13:15 14:35	日本航空310便にて福岡発 大阪着 新大阪駅へ 新幹線「こだま144号」にて新大阪発 名古屋着食事)バスにて宿舎へ	大観在 TEL 471-2141 禁 名古屋市中村区吉田町11-1

(3)山林の借料は、具体的にどのような方法で算定しているか。

(6)その他他の地種の借料は具体的にどのような方法で算定しているか。

(7)一時使用許可地の借料は具体的にどのような方法で算定しているか。

3、近来、入会の慣行のあつた山野等が施設及び区域として提供され
そのために当該山野等への立入が制限又は禁止され、山野雑産物
(粗菜、山菜、餌料、薪炭等の採取が不可能等となつた場合の損
失補償は、具体的にどのように算定しているか。

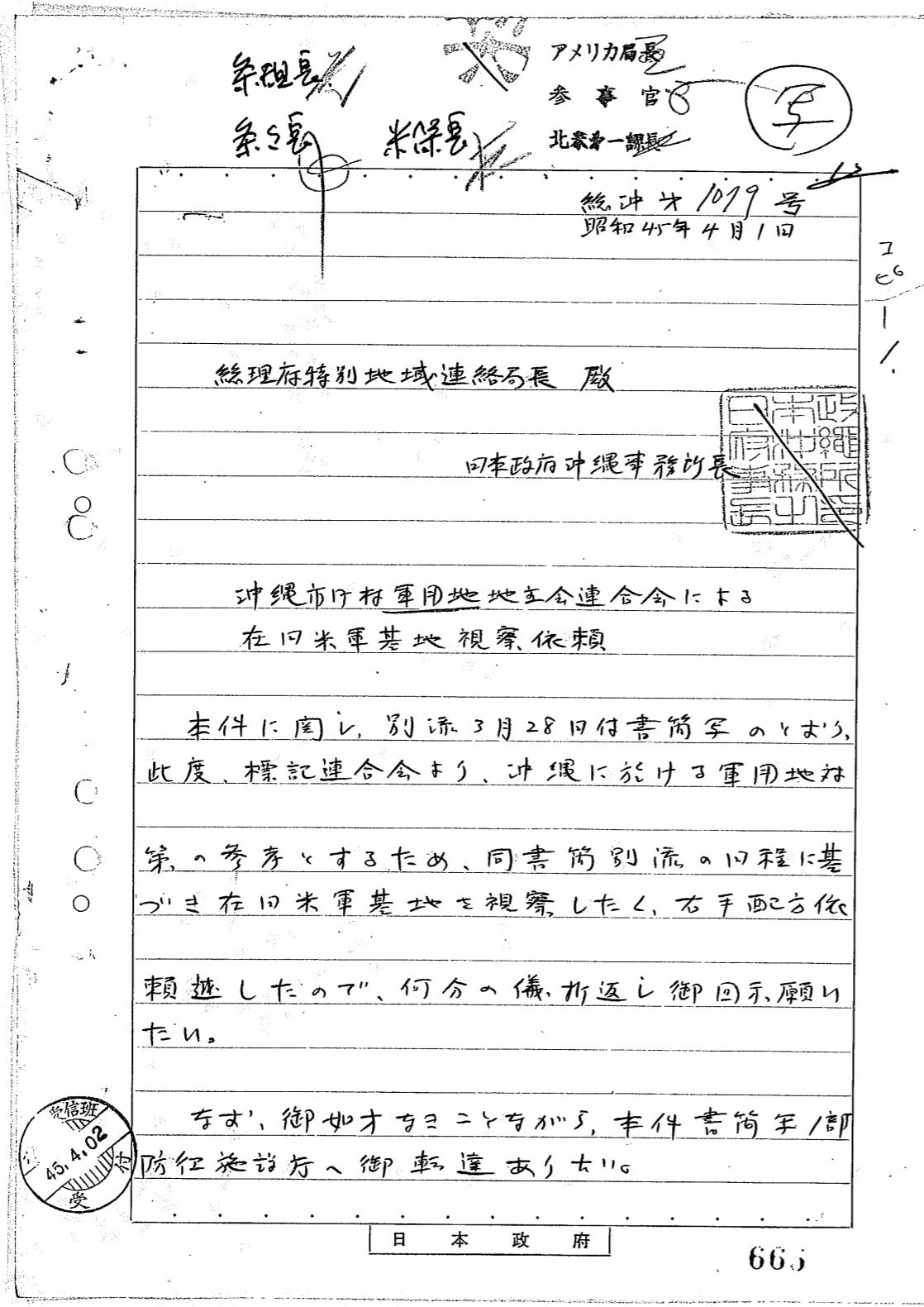
4、返還補償に関して

(1)土地を返還する場合、原状回復の必要があるのか又は原状回復
しないで現状のまま返還するのかについては、返還を受ける土
地所有者の意向を考慮して決めるのか、それとも施設局の判断
で決めるのか。たとえば施設及び区域内に広範囲にわたつて敷
きならされ、コンクリートが敷きつめられているところが返還
された場合、そのうちには客觀的にみてそのままで宅地その他
に利用できるところもあろうが、しかし、返還を受ける土地所
有者としては、農地が不足しているから、ぜひ元の農地に回復
してくれとの要求があつた場合、土地所有者の意向を入れて原
状回復補償を行なうのか、それとも施設局の判断で、現状のま
ま返還するのか。

(2)牧野、原野、山林の原状回復補償の具体的な算定資料

日付	時 間	日 程	宿泊先
4月9日 (木)	09:00	貸切バスにて基地調査並びに懇談 通信施設(依佐美通信所) 名古屋防衛施設局との懇談 隣係地主組合との懇談	同上
4月10日 (金)	11:11	新幹線「こだま号」にて名古屋発 松浜着、直切バスにて宿舎へ	まつお庄 TEL(311-5325) 松浜市西区浅間2-76
4月11日 (土)	09:00	直切バスにて基地調査並びに懇談 通信施設(上池谷通信施設) 住宅施設(横浜海兵住宅地区) 港湾施設(横浜ノースドック、横須賀埠頭) 倉庫施設(横浜貯油施設) 海浜防衛施設局との懇談 隣係地主組合との懇談	新泉旅館 TEL(814-0311) 東京都文教区本郷 6丁目16-11
4月12日 (日)	08:00	朝食後 自由行動	同上

日付	時 間	日 程	宿泊先
4月13日 (月)	09:00	貸切バスにて基地調査並びに懇談 飛行場施設(立川飛行場) 隣係地主組合との懇談	同上
4月14日 (火)	09:00	貸切バスにて基地調査並びに懇談 飛行場施設(松田飛行場)	同上
4月15日 (水)	09:00	貸切バスにて防衛施設庁訪問 研修会並びに懇談会	長保 様 TEL(811-2611) 東京都文教区浅間4-8-4
4月16日 (木)	09:00 16:00	南方問題懇談会、総理府、その他 関係当局訪問 一 備 敗	



665

- 2 -

本件字送付乞：外務省アメリカ局長

日本政府

軍用地問題に関する提議書

沖縄市町村軍用地地主会連合会

別紙一

軍用地問題に関する提議

一九七二年の復帰に伴い現在米国軍隊によつて使用されている土地（軍用地）は、現行の布令二〇号、土地借賃安定法等に基づく契約方式から本土の安保条約並びに地位協定に基づく契約方式に移行されることが予想される。

占領行政により好むと好まざるにかゝわらず米国軍隊によつて接收を余儀なくされている沖縄の軍用地は、沖縄本島総面積の一三・八%を占める老大な面積であり、しかも接收されている地域は、沖縄において最も生産性の高いところである上、地主数約四万人、筆数約一三万七千筆余、国県有地を除く軍用地総面積が約二億六百七拾五万平方メートル（約二万一、〇〇〇町歩）という現状である。

そのことは本土における駐留軍の使用している土地に比較し、その規模、密度並びに内容において、本土とは異なる特殊性をおびている。このことから、復帰に際し沖縄の軍用地問題を安易な法律的解釈のみ

で、処理することは「第二の土地問題」を惹起する危険性をはらむものと思料される。

よつて、われわれ軍用地々主は、次の事項について要望するとともに日米琉政府がすみやかに復帰に備えて充分な対策を講じて戴くことを提議する。

一、軍用地の移管方法について

沖縄の軍用地については、施政権返還に伴い、米国政府の賃借権が消滅することから、日本政府は地主の合意に基づく新規の賃貸借契約等の措置を講じて貰いたい。

二、賃借料の適正評価について

沖縄における土地の賃貸借に関する借賃は、土地賃貸安定法によつて法定額を定めているが、米軍の使用している土地については、その価値増大をきびしく制限しているため、軍用地々主の過去二五年に亘る損失は莫大なものがある。

よつて、日本政府は、施政権返還の際、これらの莫大な損失を補償するとともに、すべての不合理を是正し、沖縄における特殊事情も考慮した上、地主の同意し得る適正な賃借料の評価を図るべきである。

三、軍用地の解放に伴う復元補償について

1、一九五〇年七月一日以前に形質変更され、一九六一年六月三十日以降解放された土地の復元補償については、米国は補償責任を拒否しているので、日米両政府はその責任の所在を明確にし、速やかに補償の実現を図つて貰いたい。

2、復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にして貰いたい。

四、基地公害の対策について

沖縄においては、殆んどの基地が住民地域と密接しているため、基地公害が甚大である。よつて、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じて貰いたい。

五、國家総動員法によつて強制接收された土地の元所有者への返還について

戦時中、沖縄防衛のため多くの土地が國家総動員法によつて強制接收されたが、当時、充分な補償のないまま国有地という名目で米国の管理の下に軍用地に使用されている。

戦争目的の終了した現在すみやかに元所有者の所有権回復の措置を講じてもらいたい。

六、土地所有権喪失者の救済について

戦後の土地測量の不備や申告もれ等の理由によつて軍用地内にかなりの土地所有権を喪失した地主がいる。これらの所有権喪失者の救済措置を講じて貰いたい。

七、軍用地の接收に伴う損失補償について

沖縄における軍用地接收に伴う米軍による補償は主として賃借料と地上物件の補償のみであるため、残地補償、近傍財産の補償、離作補償、水利権の補償、その他通常補償が全くなされていないのでこちらの補償については本土政府の責任で措置して貰いたい。

八、基地交付金について

大きな土地が軍用地に接收されたため、関係市町村においては、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従つて、当該市町村のこのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立して貰いたい。

九、防衛施設局の設置について

沖縄の米軍基地は、その規模、密度、並びに内容において本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。

よつて、復帰後の沖縄基地の管理運用にあたつては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局等の設置が必要である。

以上

一九七〇年 月 日

沖縄市町村軍用地地主会連合会
会長 比嘉貞信

殿

軍用地元の問題点

一九七〇年三月

後元対策研究委員会

別紙二

目

次

一 問題の所在

- | | |
|----------------------|----|
| 二 アメリカの後元補医義務 | 1 |
| A、軍用地使用の経緯 | 1 |
| B、後元補医問題とアメリカ側の態度 | 6 |
| A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権 | 9 |
| B、後元補医請求権の性質上と平和条約 | 12 |
| 一九条(a)項 | 12 |

問題の所在

A、軍用地使用の経緯

(1) 沖縄の軍用地の大部分は、何らの接收手続をも経ず、直接戦斗行為によつて取得された。沖縄を占領した米軍は、住民を一庭の地域へ捕虜収容所に隔離し、沖縄全島をその占有下において基地として必要な地域を確保したうえで、不要な土地を住民に返還（撥放）したのである。「はじめに軍用地ありき」であつた。ところが、徐々に行われた軍用地の解放も、朝鮮戦争の前後から、一転して土地接收へとかわつた。米国の沖縄長期保有政策に基づく恒久的基地建設がはじめられたからである。このことは、一九五一年に約三、七七〇万坪であつた軍用地（私有地）が五三年には、約五、一九三万坪と二年間に約一、四二三万坪（約三七%）もふえていることに端的に示されている。

(2) 講和条約発効（一九五二年四月二八日）前の米軍の土地收用、使用的法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の権利以外に考えられない。具

体的には「陸戦ノ法規慣例ニ基スル本約」（ヘーベル条約又はヘーベル陸戦法規）とボツダム宣言である。

ヘーベル条約によれば、占領軍といえども、被占領地の家や個人の権利、生命、私有財産、宗教等は尊重しなければならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得」ない（四六条）。占領軍の休養、実力維持等のために一定の徵発、課役を行う場合でも、対価の支払は義務づけられている（五二条）。

ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無闇で軍用地の囲い込みによる收用を行ない、日本がボツダム宣言を受諾して降伏し、戦斗行為が終了して休戦状態に入つてから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地接収をも行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。

講和発効前に生じた米軍の行為による損害については、米国政府は平和条約一九条(6)項（請求権の放棄）を根拠として、法的責任を否定し続けてきたが、一九六四年見舞金という形で約二、二〇〇万ドルが支払われるこ

となり、一應実質的に解決をみた。

(3) 講和発効後の米軍の土地使用については、米國が平和条約三条により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなくとも、従前の占領そのものはまったくその根拠とはなりえず、新しい法的根拠が必要とされるようになつた。そこで米軍は、その根拠をつくりだすために、施政権に基づき次から次へと布告、布令等を公布した。

(1) まず最初にだされたのが布令九一号「契約案」(五二、一一、一)である。これは、地主と琉球政府が賃借契約を結び、琉球政府が米國政府に転貸することとして、地主の合意(契約)を根拠としようとしたものである。しかし、米軍の執拗な威脅的契約締結の要求にもかゝわらず、この契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。

(2) ついで布令一〇九号「土地収用令」(五三、四、三)が公布された。これは、新規強制収取の振舞法令であり、米軍が収用を告知すると、原則として三十日の經過とともに収用宣告が発せられて米國が権利を取得する

が、必要とあれば收用告知後、收用宣告を得たずに直ちに明渡命令を發することもできるといふ内容のものである。

(3) 布令九一号によつて地主との契約を複換とすることに失敗した結果、米軍は新規強制収取法として布令一〇九号を公布するとともに、すでに使用中の土地について、これを繼續して使用するための根拠として、布告二六号「軍用地盤内における不動産の使用に対する補償」(五三、一二、五)を発布した。これは、一九五〇年七月一日または土地收用の翌日から「默契合」(Surrender Agreement)により、米國が信託権を取得したとするものである。

(4) かくて講和発効後の米軍の土地收用、使用の法的根拠が整えられた。しかし、これらは、形質的にも実質(内容)的にも、権力による一方的押しつけ以外の根拠でもないばかりか、地代もきわめて低額であるため、地主を中心とする農民の不満はうつむきし、軍用地使用関係はまったく不安定であつた。そこで米軍は、地代の一括払(一七年ないし二〇年分)によりその安定化と安上りを狙つた方針をうちだしたが、これがかえつて地主のみならず県民全体の反発をかい、軍用地問題は、いわゆる四原則(一括払

反対、適正使用料、適正賃底、新規収取反対）重総の島ぐるみ運動へと發展していつた。この運動の発展で住民代表の添米、プライス調査団の来島とプライス勧告の發表、住民代表の再収米などが行われ、結局一九五八年八月から三ヶ月にわたつて、沖縄においてもたれた「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」においてつきのよきの合意に達し、軍用地問題は一応「解決」をえた。

①米國の取得する権利は五年賃借権と不定期賃借権とする。

②この賃借権は、琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米國に転貸する。

③従来米國が保有してきた競争権は二種類の賃借権のいずれかに切り替える。

④米國が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米國が強制取用により取得できる。

⑤賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評定は五年毎に行う。

⑥復元補償については賃借権終了時に米國、琉球政府、地主間で公正かつ適正な方法により解決する。

⑦借賃安定法のため琉球政府は適当な立法を制定する。

⑧賃料の長期前払希望者は、一〇年を限度として一定の条件の下に実施する。

⑨軍用地に関する問題を調査検討し、高等弁務官に勧告する委員会を設置する。

⑩妥結した新土地政策は、一九五八年七月一日から実施する。

B、復元補償問題とアメリカ側の態度

沖縄の軍用地の大部分は、占領後まもなく收用され、講和発効以前において、飛行場、港湾、兵舎、倉庫、道路等の、恒久的な基地建設のために、肥沃の田畠が、コンクリートやアスファルト、石粉等によつて敷きつめられたり、砂土が採取されて地形が見るかけもなく変更されたりして今日に至つてゐる。

このような講和発効前に変形が加えられた土地を返還するにあたつては、それを当初の状態に後元するか、もしくは、そのための補償を支払えというのが地主の一環した要求である。しかし、これに対する米軍側の態度は一様でない。

これを米軍の態度に応じて分類すると次のとおりである。

(1) 一九五〇年七月一日以後に形質変更されたもの。

これについては、一九五七年二月二三日付布令一六四号及び一九五九年二月一二日付布令二〇号によつて、米軍の後元補償義務が定められ、解放時期の如何にかゝわりなくすべて後元補償の支払いがなされている。

(2) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの

(1) 一九六一年六月三〇日以前に解放されたもの

これについては、米軍の法的補償義務の存否をめぐつて論議があり、米國側は一貫してこれを否認しつゝけたが、一九六五年十月二八日の公法第八九一二九六、支払期限により、いわゆる講和前補償の一環として支払いがなされ、事实上一応解決した。

(3) 一九六一年七月一日以後に形質変更されたもの

これについては、米軍は補償責任を否認している。その根拠は必らずしも明確でないが、米軍のこれまでの立場からすれば、おそらく次の二点が考えられるであろう。

① 後元補償請求権は、形質変更がなされた時点での発生するから、この場合の請求権は、いわゆる講和前の請求権である。

もつとも、米軍は布告二六号をもつて、一九五〇年七月一日以降「黙契」によつて佔地権を取扱し、その使用料を支払う義務が生じたから、右期一日以後に加えられた形質変更については、平和条約一九条¹⁾項但書により、同条²⁾項の請求権を除外され、米軍が後元補償義務を負うけれども、それ以前の形質変更については、かかる除外規定が及ばないから、平和条約一九条¹⁾項より米軍の法的責任は存在しない。

② 後元補償請求権は解放時、つまり講和発効以後に発生し、平和条約一九条¹⁾項から外されるとしても、その内容は、いわゆる「黙契」成立時の³⁾一九五〇年七月一日当時の状態に後元することにとゞまり、現実に形質変更がなされた当時の状態への後元を意味するものではない。その結果、

実質上、復元補償の問題は生じえない。

以下、右の(2)(イ)に限定してわれわれの法的見解を述べることにする。

二 アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権。

右の(2)(イ)の復元補償の請求権が、講和前の請求権だとすると、

これが平和条約一九条(a)項によつて放棄されたかどうかが問題になるが、米國は講和前補償問題に關し、一貫して沖縄住民の請求権は平和条約一九条(a)項により放棄されたとの見解をとり、外務省も同一見解であり学説にもこの見解にたつものがある。その根拠とするところは、平和条約一九条(a)項が日本国民と制定している以上、沖縄住民も日本の国籍を有するのであるから、当然沖縄住民の請求権も放棄されているといふ極めて形式的なものである。しかし、より実質的に考察するなら、平和条約一九条(a)項により沖縄住民の請求権も放棄されているとの解釈には、数々の疑問がある。

第一に、日本は、一九四五年以後、ニミツツ布告及び行政分離勅令により、沖縄住民に対する統治権を完全に停止されていて、平和条約締結當時、

沖縄住民の請求権については全くあずかり知らぬ立場にあつた。かかる地位にある日本国に沖縄住民の請求権を放棄する根拠はない。

第二に、平和条約締結當時、沖縄住民は、日本からは全く切り離され、米國の直接占領下にあつて、平和条約締結についての意思表示をする道を形式的にも実質的にも全く奪われていたのであるから、日本國の請求権放棄は沖縄住民には及びえないものである。

第三に、平和条約において講和の処理に関する取扱いがなされるのは、戦争、占領状態を終結させるにあたり、それまで続いた状態から発生した相互の請求権を清算しようというのである。しかるに、沖縄では平和条約締結後も依然として米國の施政下にあつて、実質的には占領状態が続いているのであるから、平和条約締結の際には、米國と日本國との間で沖縄住民の請求権について清算する必要も又、前提もなかつたというべきである。

第四に、米国は、第一次、第二次大戦を通じて、その占領下で生じた損害に対する補償は、被占領地域の頭領に支払わせる政策をとり、平和条約の中では敗戦國及びその国民の請求権放棄を規定し、さらに敗戦國民の請求権については、敗戦國が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日平和条約で敗戦國の敗戦國民に対する補償義務規定が入れられなかつたのは、一つには沖縄が日本から行政権を分割されていて、日本が論理的に、これら請求権の支払いをする義務がなかつたことによる。そうだとすれば、沖縄に対して請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じ、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米国政府であるとしなければ不合理である。

第五に、奄美返還協定に、譲り前の請求権をも放棄する旨の規定があらためて存在することは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米国に対する請求権を放棄していなかつたことを物語るものであり、したがつて、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖縄住民の米国に対する請求権も放棄されずに存続しているとみなければならない。

B、復元補償請求権の性質上と平和条約一九条(a)項。

(1) 他人の土地を占有、使用している者は、これに形質變更を加えた場合には、それが権原に基づいたものであろうとなからうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに要する費用を補償する義務を負う。占有、使用が権原に基づかないものであれば（不法占有）、直ちに明渡義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明渡義務と一体をなす。

占有、使用が権原に基づく場合は、権原のあるかぎり占有、使用は継続され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることが、占有、使用権原の範囲内あれば、占有、使用の対価の中から復元補償も包含されていくと解される場合もなくはないであろうが、占有、使用の権原をこえた形質変更でも、それを理由として直ちに権原を消失せしめることができるという要素が加わるだけであつて、いざれにしても復元補償請求権じたいは、占有、使用の終了（目的物の返還）と結びつかざるを得ない。

7 このような復元権を請求権の性質からみれば、沖縄の軍用地の場合、た
とい譲和発効前に形質変更が加えられたものであつても、譲和発効前に返
還（解放）された部分に対するものはとにかくとして、譲和発効後に返還
された土地に対する復元権請求権が、平和条約一九条(a)項によつて放棄
されるということはありえないはずである。したがつて、かりに同条項に
よつて沖縄（住民）の一部の請求権が放棄されたと解するとしても、少な
くとも譲和発効後返還された土地に対する復元権も請求権は、これによつ
て放棄される余地がなく、米國の譲りは消滅していないといわなければな
らない。

軍用地の収用、使用の根拠を定める現行法の布令二〇号「賃借權の取扱
について」は、復元権の譲りを明定している。(一)。従来、他の布告
布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継
がれた(六)。譲和発効前からの米軍の収用、使用の継続については、布
告二六号が「默契」論により、つきのように合法化している。

すなわち、本旨は、譲和発効前は占領軍としてヘーネ陸軍法規に基づい
て土地を収用、占有した。譲和発効後は、平和条約三条により米國に与え
られた土地收用権に基づいて、さらに必要とする土地を収用、占有した。
これらは、引続き無期限に占有、使用する必要があるが、公共の目的のた
めに無限で私有地を継続使用することは、米國憲法に反し、琉球住民にと
つても耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月
一日またはその後の収用の翌日から「默契」により米國は賃借権を取得し
たこととして、米國の権利を承認するとともに、賃料支拂義務を認める、
といふのである。

つまり、米國の土地收用関係法令にみられる論理をつなぎあわせると、
米節は、譲和発効の前後をとわず、一貫して合法的に、すなわち権原をも
つて土地の収用、使用をなしてきただといふことになる。ところで、土地の
収用、使用が当初から一貫して合法性を有して今日の布令二〇号に引継が
れてきたとするならば、同布令によつて認められている復元権も、
取用、使用が開始された時点まで遡るのみなれば論理的一貫性がない。

自己的利益となる収用、使用の合法性のみが現実になされた時点まで、

通り、その不利益となる後元補償義務については、その選定する適當な時期で区切るということはあまりにも恣意的である。米国は、講和発効前に収用した土地を譲和後もそつくりそのまま繼續して占有、使用してきたのであって、その間に土地の占有、使用についての法律關係が清算されたことはまつたくない。單に法的根拠を自己の都合のいいように説明したり、つくりだしたり、捏しつけたりしてもたゞけであつて、米軍の土地に対する占有、使用は一貫してその手中にあつた。

その間、地主が復元補償を請求する余地は、法的にも、現実的にもまったく存在しなかつた。したがつて、復元補償請求権の性質と米軍の土地收用、使用の経過からみて、平和条約第一九条(2)項によつて、米國の後元補償義務が消滅したとするのは、まつたく不合理である。

(2)、米国は、布令一〇五号、布告二六号等により、一方的に土地使用に対する対価の支払義務発生時期を一九五〇年七月一日と定めると同時に、この日を「黙契」による賃貸借契約成立の時期と済め、さらに後元補償

義務の基準時としてもこの日をもちだしてきている。つまり、この日に契約が成立したのだから、それ以後賃料支払義務が発生すると同時に、後元補償の場合の原状というものもこの日が基準となるという論理である。

しかし、第一に、「黙契」論によつても、五〇年七月一日を契約成立の時期とする理由や必然性はまつたくない。

第二に、かりに右の日にはじめて賃貸借が成立したとするなら、それ以前の收用、占有の法的根拠との関連が不明である。右の日以前は、一般國際法たるヘーネ陸戰法規が根拠で、以後は、賃貸借が根拠だといふのであろうが、根拠が変更されなければならぬ特別の事情はなく、また、右の日が基準とされるべき理由もない。もし「黙契」論をもちだすとするなら、それは現実に收用がなされた時点まで遡及させるのでなければ筋が通らないであろう。

第三に、使用料支払義務の発生時と後元補償の基準時とは必ずしも一致するものではない。使用料は、使用の対価であるから、主觀的客觀的に対価として支払われるべきことが認められる時期（普通は使用開始時か契

約時)にその義務が発生するが、後元権は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時期が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然であろう。

第四に、使用料の請求権は、使用中つねに発生し存在するが、後元権は、請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するものである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者は、その間中、不利益をこうむつてゐるのであるから、これを損害するものとして、使用に対応する対価(使用料、損害金等)の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所着者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するかぎり、返還をうけた時点においてはじめて生ずるものであり、したがつて後元権の請求権も返還時に発生するものである。

謹啓 時下益々御盛様のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、一九七二年の本土復帰に備え軍用地問題の対策の一環として、六〇名の地主代表が本土における駐留軍用地の実状調査のため、御地を訪問しました。節は皆様方には御多忙の折にもかかわらずいろいろと御指導、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして所期の目的を果し全員無事帰沖することができました。

滞在中各方面を視察調査し皆様方から貴重な御意見を承ることができたほか、私共の必要とする資料等を提供戴きました。感謝に堪えない次第でございます。

沖縄の軍用地問題は、複雑多岐にわたっているため、復帰の際のこれ

が円滑な処理には、皆様方の絶大な御支援、御協力が必要かと存じます

ので、何卒今後共よろしく御願い申し上げます。

こゝに、滞在中の御高配と御厚誼に対し御礼申し上げると共に貴台の

昭和四十五年五月 日

敬具

沖縄市町村軍用地地主会連合会

外務事務官

有地一昭

啟

会長 比嘉 貞信
副会長 赤嶺慎直
事務局長 砂川直
外調査団一同
義英

御健康をお祈り致します。
甚だ簡単ではございますが、右とりあえず御礼の御挨拶に替えさせて戴きます。